

あきる野市教育委員会 8 月定例会会議録

- 1 開催日 平成 25 年 8 月 27 日 (火)
- 2 開催時刻 午後 2 時 00 分
- 3 終了時刻 午後 3 時 50 分
- 4 場所 あきる野市役所 5 階 505 会議室
- 5 日程
- |       |          |  |
|-------|----------|--|
| 日程第 1 | 議案第 26 号 | 平成 26 年度使用教科用図書 (特別支援学級教科書) の採択について                              |
| 日程第 2 | 議案第 27 号 | 平成 25 年度あきる野市教育委員会所管予算 (第 3 号補正) について                            |
| 日程第 3 | 議案第 28 号 | 平成 25 年度あきる野市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価 (平成 24 年度分) 報告書について |
| 日程第 4 | 議案第 29 号 | あきる野市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則                                    |
| 日程第 5 | 議案第 30 号 | あきる野市立学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則                                     |
| 日程第 6 | 報告事項 (1) | あきる野市立学校の指定学校変更の取り扱いに関する要綱の一部改正について                              |
| 日程第 7 | 報告事項 (2) | 平成 24 年度あきる野市学校評価報告書のまとめについて                                     |
| 日程第 8 | 報告事項 (3) | 秋川体育館及び公民館の休館日の変更について  |
| 日程第 9 | 教育委員報告   |  |
- 6 出席委員
- |          |          |
|----------|----------|
| 委員長      | 古田 土 暢 子 |
| 委員長職務代理者 | 山 城 清 邦  |
| 委員       | 田野倉 美 保  |
| 委員       | 丹 治 充    |
| 教育長      | 宮 林 徹    |

7 欠席委員 なし

8 事務局出席者	教 育 部 長	鈴 木 恵 子
	指 導 担 当 部 長	新 村 紀 昭
	生 涯 学 習 担 当 部 長	山 田 雄 三
	教 育 総 務 課 長	小 林 賢 司
	教 育 施 設 担 当 課 長	丸 山 誠 司
	指 導 担 当 課 長	千 葉 貴 樹
	学 校 給 食 課 長	木 下 義 彦
	生 涯 学 習 ス ポ ー ツ 課 長	関 谷 学
	ス ポ ー ツ ・ 公 民 館 担 当 課 長	岡 野 要 一
	国 体 推 進 室 長	橋 本 恵 司
	図 書 館 長	松 島 満
	指 導 主 事	梶 井 ひとみ
	指 導 主 事	加 藤 治 紀

9 事務局欠席者 なし

開会宣言 午後 2 時 0 0 分

委員長（古田土暢子君）

皆様、こんにちは。ただいまからあきる野市教育委員会 8 月定例会を開催いたします。

本日は教育委員全員が出席しており、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 13 条第 2 項に規定する定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

本日、傍聴の希望がありますので許可したいと思います。

それでは、議事日程に従って会議を進めたいと思います。

まず、会議録署名委員の指名については、山城委員と田野倉委員を指名します。

それでは、議事に入りたいと思います。

日程第 1 議案第 26 号平成 26 年度使用教科用図書（特別支援学級教科書）の採択についてを上程します。

提出者は説明をお願いします。

教育長。

教育長（宮林 徹君）

議案第 26 号平成 26 年度使用教科用図書（特別支援学級教科書）の採択についての議案を提出いたします。

説明は、指導担当部長よりいたします。

委員長（古田土暢子君）

指導担当部長。

指導担当部長（新村紀昭君）

それでは、議案第 26 号平成 26 年度使用教科用図書（特別支援学級教科書）の採択について委員会の承認を求めるものでございます。

小中学校用の教科書、平成 26 年度については平成 23 年度に新版の教科書が発行されており、引き続き平成 26 年度もこの新版を使用するということですので、採択はございません。しかしながら、特別支援学級で使用する教科書の採択については、学校教育法附則第 9 条、同法施行規則第 139 項の規定により、教科により当該学年用の文部科学省検定教科書を使用することが適当でないというときには、当該学校の設置者の定めるところにより他の適切な教科書を使用することができるということとなっております。

1 枚おめくりいただきまして、平成 26 年度特別支援学級使用教科書（小学校）といたしまして、1 番の国語から、裏面 56 番の家庭科の教科書まで、2 枚目になりますが、平成 26 年度特別支援学級使用教科書（中学校）、1 番から 28 番までといった一般図書と呼ばれるものですけれども、児童生徒の実態に沿ったこちらの教科書を平成 26 年度使用したということで各学校から申し出がございまして、こちらで集計したものについてお諮りするものでございます。

以上、よろしくお願ひ申し上げます。

委員長（古田土暢子君）

説明が終わりました。

これから質疑に入ります。何か質問などございますか。

丹治委員。

委員（丹治 充君）

小学校の教科書は、昨年度使用していたものと大きな違いはほとんどないということな  
のでしょうか。

委員長（古田土暢子君）

指導担当部長。

指導担当部長（新村紀昭君）

昨年度使用していたものと大きな変化はございません。ただ絶版になったもの、あるい  
は発行部数が少ないために在庫がないものもございます。それについてはまた今年末に例  
年やらせていただいておりますが、追加の議案ということで提出をさせていただくよう  
になるかと思えます。

以上でございます。

委員（丹治 充君）

もう一点よろしいでしょうか。

委員長（古田土暢子君）

丹治委員。

委員（丹治 充君）

中学校ですが、対象となる学校は五日市中学校、東中学校だけでしょうか。

委員長（古田土暢子君）

指導担当部長。

指導担当部長（新村紀昭君）

特別支援学級としては、もう一つ西中学校に情緒の固定学級がございますが、これにつ  
きましては、情緒の固定ということで知的なおくれはないということが大原則としてござ  
います。ですので、西中学校については文科省の検定教科書を原則的に使用します。した  
が、丹治委員ご指摘のとおり、東中学校と五日市中学校の知的障害の固定学級で  
使用する教科書が対象となっております。

以上でございます。

委員長（古田土暢子君）

田野倉委員。

委員（田野倉美保君）

1つ確認なんです、特別支援学級に関しては、その児童生徒一人一人に合ったものを  
使用するということなんですよ。学年で決めるのではなく、それぞれの子に合わせて1冊  
1冊教科書を決めて、それを集計したものがこの表になっているということなんですか。

委員長（古田土暢子君）

指導担当部長。

指導担当部長（新村紀昭君）

学年や年齢とは関係なく、その子に合った教科書を使うということで、もちろん同じよ  
うな学力ということであれば、複数の子供で同じ種類のものを使うということもあります。  
そうした部分につきましては、その学級の子供たちの実態に応じて数種類の教科書を選ん

でいます。例えば、国語なら国語、算数なら算数の中で数種類のものを選んでいくという形になってございます。

委員（田野倉美保君）

ありがとうございました。

教育長（宮林 徹君）

いいですか。

委員長（古田土暢子君）

教育長。

教育長（宮林 徹君）

例えば家庭科の教材の場合、教科書が古いままだと、調理器具についてガスで火をつけてものを煮るという方法だけで勉強するようになってしまうと思います。そうではなくて、IHのコンロも今はあるので、それだって使えないといけないんだろうと思うんですよね。そういうものはチェックしてあるんでしょうか。

委員長（古田土暢子君）

指導担当部長。

指導担当部長（新村紀昭君）

それについても、各学校の実態に応じてやっているところがございますので、当然そうした新しいものに対応できるものを採用しているというふうを考えてございます。

以上です。

教育長（宮林 徹君）

新しい時代のものに関して教科書にきちんと掲載されているものを選ぶほうがいいと思うんですよね。昔のままの火のつけ方で調理をするなんていうのは、実際にはもうなくなっちゃうかもしれないんですから。旧態依然としてその教科書を使っているのは、特別支援学級の子供たちなんか特にそうなんではないかとふと思ったものですから。家庭科なんかが一番多いような気がしますね。

以上です。

委員長（古田土暢子君）

よろしいでしょうか。

山城委員。

委員（山城清邦君）

ここに採択されようとしている教科書というのは、先ほどの質問とも絡みますけれども、こういった特別支援学級用に編さんされた教科書と、それから学年向けにターゲットを絞ったものと両方あるような気がします。その中で随分くもん出版が多いようですが、実際マーケットとしてはあまり選択の余地というのはないのでしょうか。それとも、それ相応にあるけれども、定評のある教材ということで結果的にこういうふうになっているのか、その辺をお聞きしたいんですけど。

委員長（古田土暢子君）

指導担当部長。

指導担当部長（新村紀昭君）

今委員ご指摘のとおり、特別支援学級用にといったようなものは余りないのかなと思います。ただこうしたドリル類については非常に使い勝手のよさというのがあるかと思えます。そういったようなもので、その特別支援学級の先生方も、自校だけではなく横のつながりの中でこういったものが使いやすいといったような情報交換も当然しておりますし、またこの教科書を調査して、こちらのほうに上げてくる段階においてそういったことも精査してございますので、そういったような中で、こういった特徴のある子供たちにはこういうものが使いやすいといったようなことで選んでいるものかなというふうに思います。一般的に例えば中学校の教科書等で見ると非常に字が小さくなって、図や表もたくさんカラフルに入っているようなものと、かえってその子供の集中力を欠くような形になってしまうとかといったようなこともありますので、やはり見やすいものであるとかそういった注目させたいものがわかりやすい、教科書ではなく参考書とか図鑑であるとかドリル類といったものを採用しているということが多いのかなというふうに考えるところでございます。

以上です。

委員長（古田土暢子君）

よろしいでしょうか。

《はい》

委員長（古田土暢子君）

質問等がないようですので、質疑を終了いたします。

議案第26号平成26年度使用教科用図書（特別支援学級教科書）の採択については、原案のとおり承認することに異議はございませんか。

《異議なし》

委員長（古田土暢子君）

異議なしと認めます。

議案第26号平成26年度使用教科用図書（特別支援学級教科書）の採択については、原案のとおり承認されました。

続きまして、日程第2 議案第27号平成25年度あきる野市教育委員会所管予算（第3号補正）についてを上程します。

提出者は説明をお願いします。

教育長。

教育長（宮林 徹君）

議案第27号平成25年度あきる野市教育委員会所管予算（第3号補正）についての議案を提出いたします。

説明は、教育部長と生涯学習担当部長よりいたします。

委員長（古田土暢子君）

教育部長。

教育部長（鈴木恵子君）

それでは、議案第27号の提案理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、平成25年度あきる野市教育委員会所管予算（第3号補

正)について委員会の意見を求めるものでございます。学校教育につきましては私から、生涯学習につきましては山田部長からご説明いたします。

1枚おめくりいただきたいと思っております。歳入になります。14国庫支出金、02国庫補助金、04教育費国庫補助金59万5,000円の増額ですが、これは小中とも理科教育等設備整備費補助金で、当初予算では過去の補助金交付実績を参考といたしまして、補助率は2分の1ですが、その国庫の配分額65%で算出をしておりましたけれども、この度交付額が内定をいたしましたので、その差額分を増額するものでございます。小学校が31万5,000円、中学校が28万円です。

次ページをごらんいただきたいと思っております。歳出でございます。10教育費、02小学校費、02教育振興費205万4,000円の減額です。小学校コンピューター教育経費、こちらは更新のために新たに契約をいたしました南秋留小学校40台分の契約差金でございます。24万3,000円の減額。続いて、小学校国際理解教育経費、こちらは外国人英語講師(AET)が3人で年間、計345日の配置をしておりますけれども、委託料の入札差金によりまして減額するものです。減額は181万1,000円になります。続いて、03学校保健体育費、20万円の増額。こちらは青梅信用金庫から文化、体育振興のために指定寄附があったため補正するもので、寄附につきましては今年の3月でありましたので、歳入につきましては24年度処理とし繰り越しをしているものです。備品購入費として20万円の増額でございます。

続いて、03中学校費、01学校管理費2万4,000円の増額、中学校維持管理経費、こちらは非常勤職員の社会保険料ということで、報酬月額が見込みよりも増額をしたため、その分を補正するものです。02教育振興費123万8,000円の減額、こちらは中学校コンピューター教育経費。こちらも小学校と同様に増戸中、東中学校を新たに契約をした契約差金でございます。23万4,000円の減額。それから、中学校国際理解教育費、こちらも小学校と同様で、中学校については2人、288日間を配置をしておりますけれども、委託料の入札差金でございます。減額は100万4,000円です。03学校保健体育費20万円、中学校学校保健体育経費、こちらも小学校と同様、青梅信用金庫からの指定寄附によるものでございます。

1行あけまして、06学校給食費、01給食総務費124万2,000円の増額。給食センター管理業務経費(秋川)でございますが、修繕料の40万6,000円、こちらは食器消毒保管庫のパッキンの交換でございます。また、秋川学校給食センター改修工事設計委託料83万6,000円の増額、こちらは第1センターの煙突上部のダクト、高架水槽の撤去、第2センターの煙突の撤去、新設の設計費の増額でございます。合計いたしまして、124万2,000円の増額でございます。

学校教育費については、以上でございます。

委員長(古田土暢子君)

生涯学習担当部長。

生涯学習担当部長(山田雄三君)

それでは、歳出の04社会教育費987万円のところでございます。五日市図書館運営管理経費、清掃委託料、これが28万1,000円の減額でございます。これにつきまし

ては、五日市図書館改修工事の実施時期が確定したことに伴いまして、工事期間中における日常清掃、定期清掃の作業時期及び内容の一部を変更したために減額が出たものでございます。補正前の額が1,320万1,000円、補正額が28万1,000円の減額、補正後の額が1,292万円となるものでございます。

説明は以上でございます。

委員長（古田土暢子君）

説明が終わりました。

これから質疑に入ります。何か質問などございますか。

田野倉委員。

委員（田野倉美保君）

歳出の教育振興費の国際理解教育経費、小学校も中学校もかなりの減額になっていますが、先ほどの説明としては委託料の入札差金ということで中学校だと100万近く、小学校だと181万減額ということなのですが、委託する業者によってそんなにも差があるものなんでしょうか。

委員長（古田土暢子君）

指導担当課長。

指導担当課長（千葉貴樹君）

小学校ですと、単価にしまして1万7,500円当初予算で見積もっていたんですけども、入札した結果、1万5,500円となりました。ですので、少し多目に予算建てしておいたので、契約差金が出たということです。

競争入札ですので、契約管財課のほうで見積もりを出させて、一番安いものに落札することになります。

委員（田野倉美保君）

昨年度の実績に基づいて見積もりを出して、今年は昨年度よりも安いところに決まったということですか。

指導担当課長（千葉貴樹君）

そういうことでございます。

委員長（古田土暢子君）

指導担当部長。

指導担当部長（新村紀昭君）

補足ですが、安くなったから時数が減ったかということ、そういうことではありません。中学校の英語の場合には授業のない時間がございますので、そこでAETと打ち合わせをする時間があるんですが、小学校は担任の先生が一日中授業を持ちますので、その打ち合わせの時間を1時間ふやすような形で、時数もふやしてもございます。決してその契約内容、時数を減らすなどの変更をして、減額になったということではございません。

以上です。

委員長（古田土暢子君）

山城委員。

委員（山城清邦君）



それに関連してなんですけれども、減額の率が小学校ですと約30%、それから中学校でも25%というのは、入札にしても随分この差が大きいなと感じがします。おそらく、田野倉委員が心配してらっしゃるのは、時数以外にも講師の先生の質は大丈夫なのかというところもあるのではないかと思います。私も少しそんな気がいたしまして、単価1万7,500円が1万5,500円になるだけで、全体としての補正額が、入札どおりこんなに減額されるものなのかなと。たしか去年も相当差金が出ていたような気がするのですが、ちょっと大丈夫かなと思ったところです。あるいはこの入札に至るその見積りの仕方を私たちも了解していないためにそう思うのかなという気がするんですけど、その辺何か補足して説明していただけたらと思います。

それから、パソコンの借上げは、リースでしょうか、レンタルでしょうか。

すみません、以上です。

委員長（古田土暢子君）

教育部長。

教育部長（鈴木恵子君）

契約は、必要な仕様書をきちっと定めまして、当然時数であるとか、それから原則として母国語が英語である国の出身である方、資格、配置人数などをきちっと定めまして、それを一般競争入札にかけて決定をしているということになりますので、年々減額がございましてけれども、当然定められた範囲のことをきちっとやれるということで入札がされているということでございます。

委員（山城清邦君）

単年度契約なんですか。

教育部長（鈴木恵子君）

単年度契約です。ちなみに昨年と同じ業者です。ですから、その範囲でやれるという判断が当然会社のほうにあって、当然そこが適正でなければ、会社に対して教育委員会として必要なことを指導、助言するということはあるんですけども、入札自体が適切であるというふうには考えています。

パソコンについてはリースになります。

委員長（古田土暢子君）

指導担当課長。

指導担当課長（千葉貴樹君）

AETの指導力について、昨年度に1件、指導力に課題があったので人を変えてもらったという経緯があります。それ以外は昨年度も今年度も業者のほうで学校を通して評価をしてもらっており、5段階で言うと4か5ぐらいの評価を得たということですので、指導力について特に問題がないかなというふうに把握しております。

委員（田野倉美保君）

その評価は学校の英語の教員がAETに対して評価をしたということなんですか。

指導担当課長（千葉貴樹君）

小学校の場合ですと担任ですし、中学校の場合ですと英語科の教員になるかと思います。

指導担当部長（新村紀昭君）

今同じようなお話を差し上げようと思ったんですが、委託契約の関係でそのAETの指導について学校が指導することはできないんです。ですので、学校で何か課題があった場合には教育委員会事務局に連絡がありまして、事務局のほうからその業者のほうに相談をして、そして業者と我々と学校の現場の三者でその授業を観察いたします。1回の観察だけでなく、こういったところがまずいから改善してくれという話をして、2回目の観察をします。やはりまだ改善が見られないということになれば、これはもう人を変えてもらうしかないといったようなことで、そうした人を入れかえるということもさせてもらうということが1点あります。それから今課長が申し上げましたけれども、学期に1回必ずAETが行っていた学校、1人のAETが複数の学校に行っている場合もありますので、そういう場合には複数の学校の、中学校で言えば英語科の教員、小学校で言えば外国語活動をTTと一緒に指導する教員が評価をいたしまして、管理職がそれについてきちんと評価をしたものを教育委員会を経由して業者のほうに送り返します。我々も、例えば評価が低い場合には、これはどういった状況があるのかといったようなことを学校に問い返しまして、その状況を把握しております。人材の評価といったことについては厳しく見させていただいているつもりではございます。

委員（田野倉美保君）

すみません、細かいことなんですけれども、その学校に派遣をされるAETの決定権というのは委託業者にあるということですか。

指導担当部長（新村紀昭君）

そうでございます。

委員（田野倉美保君）

派遣された人を見て、指導力について問題があるということであれば、人を変える場合もあると。市内で複数の学校に行くこともあるというお話でしたが、何人ぐらいのAETが1年間で来ているんでしょうか。

委員長（古田土暢子君）

指導担当課長。

指導担当課長（千葉貴樹君）

小学校の場合ですと、平成22年度までは2人、平成23年度からは3人体制でやっております。中学校のほうはずっと2人体制でやっております。

委員（田野倉美保君）

すみません。質問の意味は、その3人というのは1年間同じ3人が来るということでしょうか。

指導担当課長（千葉貴樹君）

そうです。

委員（田野倉美保君）

わかりました。

委員長（古田土暢子君）

山城委員。

委員（山城清邦君）

例えば、その国際理解教育経費の補正前の額というのがありますけれども、先ほどのお話ですと、前年度実績を参考にしてこの数字を計上しているということによろしいのでしょうか。

委員長（古田土暢子君）

指導担当課長。

指導担当課長（千葉貴樹君）

はい、そのとおりです。

委員長（古田土暢子君）

丹治委員。

委員（丹治 充君）

この基礎計算額の1時間当たりの単価1万7,500円というのは当初AETが入った時点と恐らく額が変わっていないんじゃないでしょうか。

委員（田野倉美保君）

10年間くらい前になるのでしょうか。

委員（丹治 充君）

ええ、前ですね。基礎計算の1時間当たりの単価はその計算で算出されているんじゃないでしょうか。おそらく、問題は人材ですよ。それだけに委員会のほうにも学校からいろいろ要望上がってくるでしょうから、そういった意味のご苦勞が多いと思います。ただ業者についてはすぐに対応していただけるような、そういう契約状況であれば何ら問題ないと思います。

以上です。

委員長（古田土暢子君）

教育総務課長。

教育総務課長（小林賢司君）

申し訳ございません、数字の訂正お願いいたします。議案第27号、歳出の04社会教育費と05図書館費の補正予算額、資料では987万円となっておりますが、減額、マイナスの28万1,000円と訂正をお願いいたします。あわせて歳出合計も変わります。まず歳出合計一番上と下の二箇所、マイナスの190万7,000円に訂正をお願いいたします。繰り返して申し上げます。上から、10の教育費、△の1907、項が04の社会教育費△の281、05図書館費△の281、一番下の歳出合計△の1907でございます。よろしく申し上げます。

委員長（古田土暢子君）

よろしいでしょうか。

《なし》

委員長（古田土暢子君）

質問等ないようですので、質疑を終了いたします。

議案第27号平成25年度あきる野市教育委員会所管予算（第3号補正）については、原案のとおり承認することに異議はございませんか。

《異議なし》

委員長（古田土暢子君）

異議なしと認めます。

議案第27号平成25年度あきる野市教育委員会所管予算（第3号補正）については、原案のとおり承認されました。

続きまして、日程第3 議案第28号平成25年度あきる野市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（平成24年度分）報告書についてを上程します。

提出者は説明をお願いします。

教育長。

教育長（宮林 徹君）

議案第28号平成25年度あきる野市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況及び点検及び評価（平成24年度分）の報告書についての議案を提出いたします。

説明は教育部長よりいたします。

委員長（古田土暢子君）

教育部長。

教育部長（鈴木恵子君）

議案第28号提案理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づく、あきる野市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について、あきる野市教育委員会事務点検及び評価実施要綱の規定に基づき、平成24年度分の事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を行い、別紙のとおり報告書を作成したので委員会の承認を求めるものでございます。

報告書（案）の作成に当たりましては、各課におきまして個々の施策及び事務事業の取り組み状況の成果について取りまとめ、事務局部課長によりまして基本施策について課題を検討し、施策の評価を行いました。また、8月1日には浦野、江川点検評価有識者によるヒアリングを行いまして、ご意見ご指摘いただきましたものを踏まえまして案を作成したものでございます。

詳細につきましては、教育総務課長から説明いたします。

委員長（古田土暢子君）

教育総務課長。

教育総務課長（小林賢司君）

それでは、平成24年度分の点検及び評価について説明をさせていただきます。

点検及び評価でございますが、平成23年度から25年度までの3カ年の教育基本計画に基づく2回目の点検及び評価となります。昨年度は全事務事業の点検を実施いたしまして、その後12の重点施策に4つの基本施策を加えた16の主な施策について評価を実施しました。今年度につきましては、個々の事務事業の点検項目に課題欄や方向性の中に変更する場合の変更内容の項目を加え、各事務事業の進捗状況について点検を行うとともに、今後の方向性について確認を行いました。さらに、今年度は重点施策等に絞り込むことなく、34全ての基本施策について評価を行いました。

点検及び評価の方法につきましては、あきる野市教育委員会事務点検及び評価実施要領

に基づき実施しております。まず、点検でございますが、教育基本計画における150の推進計画を対象として実施をいたしまして、推進計画における24年度の実施計画について、実施できたか、できなかったかを中心とした取り組み状況の点検を行いまして、その状況に応じて5段階の評価を実施しております。また取り組み状況を踏まえ、課題を抽出し、次年度以降の実施計画と照らし合わせた今後の方向性について4段階の評価を行いまして、変更がある場合は変更内容を記載いたしました。評価につきましては、教育基本計画における34の基本施策全てに対して実施をいたしまして、基本施策における各推進計画の点検を踏まえて課題の検討を行い、その課題への対応としまして今後の方向性を明らかにしております。

この報告書でございますが、点検評価有識者と教育委員会の方々のご意見を踏まえたものになっております。また、点検評価有識者の方から各事務事業以外にもご意見をいただいておりますのでご報告をさせていただきます。

本日お配りをいたしました点検評価のまず1ページをお開きいただきたいと思います。4の点検・評価の実施方法の(1)の中の今後の取り組みの方向性の評価基準のⅠ、計画を変更(前倒しまたは拡充)して実施する、とⅢ、計画を見直し(改善または縮小)して実施する、の違いがわかりづらいというご意見を頂戴いたしました。Ⅲの計画の見直しに改善が含まれているが、改善はよい方へ変更するものと解釈できるので、計画の変更に含め計画の見直しについては縮小のみではないかというようなご意見でございます。この件につきましては、来年度の点検評価に向け検討をしていきたいというふうに考えております。

次に、2ページをお開きください。1のあきる野市教育委員会教育目標の中段の1行下のところに、子供たちが、知性、感性、道徳心や体力をはぐくみとありますが、体力を育むという表現は好ましくないで、子供たちが、知性、感性、道徳心を育み、体力を向上させるといった表現のほうがよいのではないかというご意見も頂戴しております。文言の訂正ということでございますが、教育目標は教育委員会での決定事項でございますので、現在教育基本計画の第2次計画の策定を進めておりますので、その進捗状況を見ながら定例会のほうで検討していただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

委員長(古田土暢子君)

説明が終わりました。

これから質疑に入ります。何か質問などございますか。

田野倉委員。

委員(田野倉美保君)

昨年度もこの点検評価を見させていただきました。34の施策を実施するに当たり、この150もの事業をほぼ計画どおり実施されているということで非常に事務局の方に感謝したいと思います。教育委員会がこれほど多くの分野にわたる事業をやっているというのに、昨年も非常に驚きました。全体を見ての感想ですが、全てやったほうがいいことは確かだと思いますが、予算も人も時間も限られている中で全ての事業をまた来年もやって、それにプラスしてここが弱いからまたこれも入れてというと、どんどん増えてい

ってしまうばかりになると思います。なかなか難しいとは思いますが、精査をして事業を縮小するなり、ちょっと考えていかなければならないのではという感想を持ちました。

幾つか気がついた点や、私の意見、感想を個々の事業について述べさせていただきたいと思います。まず最初に、基本施策の心の教育の推進のところですか。道徳授業地区公開講座の充実というところで、課題のところにも出ていますが、授業公開の参観者が今年は工夫によってふえたというのはすごく喜ばしいことだと思います。ただ、その後に行われる意見交換会への参加者が少なかったというような課題が出ていました。下のその施策の評価のところにも、一番下の行で、各学校の保護者、地域のニーズを把握するなどして、意見交換会の内容を工夫することにより、意見交換会への参加者の増加を目指していきたいということです。一保護者として考えたときに意見交換会というのは講師の方がいらっしゃって、そのお話を聞いて何か質問などありますかという形式の学校が多いような気がします。保護者としては、偉い方がいっぱいいらっしゃる場で手を挙げて、私はこう思いますとはなかなか言いづらい、敷居がちょっと高いような気がして、そちらの意見交換会に参観する保護者が少ないのではないかと思います。もう少し身近なもの、例えばそれぞれの学校が今課題としているようなものをテーマにして、自由に意見を話し合えるような、質問や意見を聞くのではなく、お互いに話し合えるような形にするとか、少人数のグループで分かれて話し合ってもらって、そこでの出た意見として話をするというような形にするとか、もう少しやり方を工夫したほうが保護者の方の参加率が高まるのではないかと思います。

次に、基本施策4の社会貢献の心を育てる教育の推進のところですか。主張大会は、昨年度は関係者の方がいろいろ工夫してくださったので観客の増加が見られたのは非常によかったと思います。成人式について、14番で、課題として毎年出席者が7割程度にとどまっているため、出席率の向上を図る必要があるということです。実際問題本当に難しいとは思いますが、私自身どういった形式で成人式が企画、運営されているのか詳しくは知らないのですが、他市の情報では、成人式の実行委員会を新成人の子たちが中心になって立ち上げて、自分たちの成人式をどういうふうにしていったらいいのか企画段階から関わってやっている市町村もあると聞きました。あきる野市でも今後そういった方向性が考えられるのか、あるいは、急に来年からそうしようというわけにはいかないとは思いますが、やはり自分たちの手でこういった成人式をやりたいと企画から携わったほうが参加率も多くなると思いますし、またその成人式の意義も高まるような気がします。今は市のほうでみんなお膳立てしていただいて、当日来るだけというイメージがあったので、もう少し当事者の新成人が中心となってかわれるような形にできたらいいのではないかと思います。

次に、基本施策の8番、国際理解教育の推進についてです。予算のところでもAETの話も出ましたが、学校訪問に何回か行かせていただいてAETの授業も拝見する機会があったのですが、私の感想としてはAETを活用し切れていない学校が多いような気がしました。特に小学校ですと、教員側のほうもどのように授業を進めていくのかについてまだ手探り状態のところもかなり大きいと思います。研修など積極的に受けていらっしゃる先生方も多いようなので、研修なり、いい授業を見て自分が得てきた知識などを、も

っと市内全体の先生に還元できるような機会がふえていくといいと思いました。AETをどういうふうに授業で活用するかというような研修に行って、それをあきる野市のすべての先生にどう広めていくかというところを制度のような形でやっていただいたほうがいいかなと思いました。

国際理解教育の推進のマールボロウの教育交流事業の推進についてです。以前にもちょっとお話ししたことがあったと思うのですが、派遣に関しては予算の問題もあって今8人の中学生が派遣されていますが、その人数をふやすというのはかなり難しいと思います。ただ、受け入れに関しては各中学校に2名ずつ計12名の生徒を受け入れています。学校の雰囲気などいろいろあると思いますが、その2名をどのように迎えるかというのが学校によってかなり温度差があるように聞いています。異文化の生徒を自分の学校に受け入れる機会というのはなかなかない貴重な機会だと思うので、ぜひどの学校もこの機会を最大限に活用していただきたいと思います。もちろん英語だけでなく姉妹都市として交流するために、社会の時間にマールボロウの歴史や地理を勉強するとか、受け入れをする1週間はマールボロウ週間みたいな形で学校を挙げて取り組んでいただけるような形にすると費用対効果が期待できると思います。もっと各学校が、自分たちの学校にマールボロウから、1週間、生徒が体験に来ているんだということを全生徒がわかるような形で受け入れ体制を整えていただけるとありがたいと思います。あとは個人情報の問題とかいろいろ危険性もあるのかもしれませんが、あきる野市に滞在する1週間だけでなく、継続的にマールボロウの生徒と日本の生徒がメールや手紙のやりとりなどをする機会ができれば英語を学ぶモチベーションがかなり上がるような気がします。現状では英語が単なる教科になってしまっていて、どうせ今後英語を使うことはないモチベーションが低い生徒が多いような感じがします。英語はコミュニケーションの一つの手段だということを身をもって体験してほしい。実際に自分が英語を使って意思疎通ができたという体験をするというのは非常に大事だと思います。実際知り合いで、英語がすごく嫌いだった生徒がオーストラリアに2週間行って帰ってきて、何もわからなかったけど、ジェスチャーなどでどうにか英語が通じてすごく楽しかったと。それから、その子は英語が好きになって、すごく英語を勉強して英検も取ったりして英語を使う学校に行きたいと言い出したという例も見ています。やはりせっかくマールボロウから来てくれるのでそれを無駄にしないように、学校側のほうでも工夫をして受け入れていただきたいと思います。またそのときだけでなく継続的にやっていただけるとありがたいかなと思います。

あとは、基本施策の10番、体力向上に向けた取り組みというところです。自然豊かなあきる野市でも安全性の問題とか、あとは時間がないということで外に遊びに行く時間がどんどん減少しているという問題があります。各小学校が休み時間とか昼休みなどを利用して、体力週間という形で縄跳びや持久走などに取り組んでいると思います。中学校は、部活動が盛んですが、やはり学校によってかなり差が出てきていると思います。技術的な面で教えられる教師がいなくて、その部活動ができないというのはすごく生徒にとっては不利益になると思います。総合型地域スポーツクラブというものが確立されてきているので、例えばそこから講師を派遣して、顧問の先生とは別に技術的なことや実際のクラブ活動などの講師の役割を担っていただくのは予算の関係もあってなかなか難しいのでしょ

か。たしか杉並区では500円支払って民間のコーチが部活をやっていると聞いたことがあります。中学校の先生方はそれでもすごく忙しいのに、夏休みもほとんど毎日部活のために学校に行っていらっしゃる先生もいるとお聞きします。もちろん部活も大切だとは思いますが、余りにも先生方に負担がかかり過ぎてしまっている現状があるので、ちょっとでもその軽減になればという思いもあります。

あと25番の市民スポーツの推進です。その中の市民スポーツレクリエーションの話ですけれども、町内会、自治会の数が減少傾向にあり参加する人数も減ってきているのが課題だとありました。先日教育長とあきる野の夏祭りを見る機会がありまして、そのときに草花と西秋留と南秋留の3つの小学校がソーラン節を披露していました。子供が何かをすると、その両親、おじいちゃん、おばあちゃん、近所の人とすごく盛り上がっていました。教育長の発案ですが、例えばこういったソーラン節を運動会、体育祭で取り入れている学校が多いようなので、市民スポーツレクリエーション大会で全小学生が一堂に集まってソーラン節をやるなどといった企画をすると観客数もふえ、それこそ子供、親からおじいちゃん、おばあちゃんまで3世代そろってみんなで集まってスポーツをします。みんなで集まって何かをするというのに、非常に役に立つのではないかと思いました。

最後に33番の家庭教育の支援です。前回の教育委員会でも話題になっていたと思いますが、本来家庭でしつけるべきことがなかなかしつけられていない子供がいたり、あるいは給食費の未納問題や学校に対するクレームなど、保護者のモラルを問われるような言動が見受けられます。昔は親は自分が育ったように子供をしつけてきたと思いますが、もう今の私たちの世代だと自分が育ったころと今の子供とでは、その取り巻く社会環境が全く違ってしまっていて、親のほうも自分の子育てに自信がないというか、これで本当にいいんだろうかと思うところがやはりあると思います。なので、前回お話に出ていたようにこの部分は家庭で責任を持って子供に教えてほしいというような、その発達段階別の家庭教育の手引き書というものを作成して、例えば入園式や小中学校の入学式などの節目に、各ご家庭ではこういうことをぜひお願いしますと配布することが非常にいい案かなと思いました。

すみません、いろいろ細かなことを申し上げましたが、もし検討できることがあればぜひ検討していただきたいと思います。

以上です。

委員長（古田土暢子君）

教育部長。

教育部長（鈴木恵子君）

ありがとうございました。最初にお話しいただきました事業の取捨選択等々のことにつきましては、現在教育基本計画第2次計画を策定しているところですので、統合できるものについては統合し、重点を置くところには重点を置くということで考えていきたいと思っています。検討委員会も組織されますので、その中で十分検討していきたいと考えております。また、今大きく6点ほどお話をいただきました。詳細については、この場でお話しすることがなかなか難しい部分もありますけれども、この中で今担当のほうでここだけはこの話がありましたら、説明をさせていただくというやり方でよろしいでしょうか。



委員（田野倉美保君）

はい。

委員長（古田土暢子君）

生涯学習担当部長。

生涯学習担当部長（山田雄三君）

ご意見ありがとうございました。学校教育と生涯学習、例えばスポーツや成人式のお話が多かったかと思います。今即答できかねますので、その辺、ある程度スパンを見た上で検討はさせていただきます。今教育部長がご説明したとおり、新たな教育基本計画をついている最中ですので、そうした中で今の貴重なご意見を反映させていただいて検討を進めたいと思っています。

以上です。

委員長（古田土暢子君）

加藤指導主事。

指導主事（加藤治紀君）

まず、AETについて、特に小学校の外国語活動においてなかなか活用されていないんではとご指摘いただきました。本市では、1つはご存じかと思いますが、小教研の外国語活動、私がこの前授業実践力の研修の午後の部に参加させていただいて、非常に熱心に先生方研修をされていたなと思いました。また、その成果については、毎年ではないんですけども、年度末に発表する機会がありますので、そういった機会を捉えて市内にも広めていってほしいなということは私どものほうからも話ししているところです。また、今年度は東京教師道場というところで研修をされている先生がおりまして、2年間の研修になります。そこに参加されていた先生方もおられました。東京教師道場最後に公開授業ということで、発表と授業公開を行っておりまして、またそういう場でも市内の先生方にも声をかけて小教研とタイアップをしながら、少しずつ広めていくといったようなことに今現在取り組んでいるところかなというふうに思います。そういったところで現状すすめているところがございます。

以上です。

委員長（古田土暢子君）

指導担当部長

指導担当部長（新村紀昭君）

先ほどご指摘のありました部活動についてですが、部活動の場合には学校規模によって子供の数が異なりますので、開設できる部活動の数がまず限られてしまう、生徒数の少ない学校ではたくさんの部活を開設できないというジレンマが1つはございます。

それから、先ほどご指摘いただいた専門性のない先生方に対する手当ということであれば、外部指導員のための予算化というのはされておりまして、今年は約40人の方にお手伝いをいただいて、教員は管理顧問として、そして専門的な技術指導ができる方については、その技術指導をしていただくという形で、大会の引率も含めて一緒にさせていただいているようなところがあります。今年も年度途中までそういった専門性のある方を配置できずに人探しをしてようやく配置したという学校もございますので、これについては引き

続きそういった人材情報をもとに、アスポルトなどの紹介も受けながら、人材の確保と派遣に努めてまいりたいなというふうに思います。

以上でございます。

委員長（古田土暢子君）

いかがですか。よろしいでしょうか。

委員（丹治 充君）

よろしいですか。

委員長（古田土暢子君）

丹治委員。

委員（丹治 充君）

少し気になったのが、84ページの浦野委員の意見の中にもありましたが、いじめ、不登校の関連で、従来からかなり力を入れて取り組まれてきている。そういった中で確かにいじめは減る傾向にあるのですが、不登校がふえたのはどういうことなのか、一般市民としても大変興味のあるところだろうというふうに思います。学校での取り組みを分析しながら今後進めていくと同時に、次年度の事業の中に生かしていかなくてはならないと思うのですが、この辺については事務局の中でどのように分析をされているのでしょうか。

委員長（古田土暢子君）

指導担当課長。

指導担当課長（千葉貴樹君）

いじめ問題についてということによろしいでしょうか。

委員（丹治 充君）

ええ、いじめは減ったんだけど、不登校はふえたということはどういうことなんだろうと思ひまして。

指導担当課長（千葉貴樹君）

不登校は、小学校の場合は倍増、中学校の場合だと大体1割ぐらいふえているといったような、今委員ご指摘のような状況があります。各学校でそういった不登校傾向のある子も含めて、指導員が、3日欠席したあたりから電話連絡や家庭訪問をするなど各担任中心に各学校も努力をしているところです。また、不登校になってしまってせせらぎ教室に通っている子等につきましては、今指導主事のほうで夏季休業中活用してやっているところなんですけども、せせらぎ教室の指導員と、それから各学校の管理職、もしくは担任、指導主事の間で今まで1学期間行ってきた登校支援について評価するとともに、2学期以降どうしていくのかといったような会を、大体長期休業中に1回設けて、その先の方向性について確認をして、場合によってはこの新学期が始まる前に保護者ですとか児童生徒と面談をして、9月以降どうやっていくのかといったようなことを協議して、登校に向けて進められるように力を入れてやっているところでございます。

以上です。

委員（丹治 充君）

それで、今課長のほうからお話があったように、教育相談所、あるいは適応指導教室のほうでもそれぞれの努力によって課題は解決されている状況も当然見られるものですから、

その辺は場合によっては表示していく必要があるのではないかと、そんな思いでお話をさせていただきました。

以上です。

委員長（古田土暢子君）

教育長。

教育長（宮林 徹君）

教育委員会の大きな施策の中で、いじめ不登校ゼロへの挑戦というのがありますが、いじめや不登校をゼロにしようというのは、もう本当に大きな課題として取り組んできていて、とりわけいじめられて学校に来られない子供というのは、悲しいけれどもいるはずだと。でも、いじめられているのが原因で不登校になっている子供はゼロになるはずだと私は思っているのです。ただ、不登校というのは必ずしもいじめられているから来られないという子ばかりじゃないものが、今数字でここに出ているわけで。だから、なかなかゼロにならないというのがあります。私は、いじめ撲滅3原則というものを掲げながら、いじめは絶対許さないという姿勢、これはかなり浸透していると思います。実際にその現場でやる時も、その言葉は先生方の頭の中に入っていると思うんです。子供の中にもいじめは絶対許してもらえないんだということを、長い時間かけてやってきましたから、それは相当浸透してきているんじゃないかと思います。それでも、なおかついじめというのはなくならないんです。だから、私はいじめ撲滅3原則を掲げながら、あきる野市の場合にはいじめに対しては相当な力を入れてやってきているものが、成果が少しずつ上がってきているというふうに思うんです。浦野委員は、いじめは減っているけども、不登校がふえているのはどういうことだというご意見です。私は不登校の要因というのは、もう年ごとにいろんな問題ありますが、社会の仕組みの中でつくり上げられてしまっていると思います。例えば、この間の研修会するときにもお話ししましたが、やっぱり子供たちの夏休みの生活が変わってきていると思います。スマホ依存の生活をしていて、スマホの中での人間関係、生活を夏休み中した子供が私相当多いと思うんです。恐らくそういうことで不登校になる子が2学期から多くなると思います。あの子にまたいじめられるから行くの嫌なんだというんじゃなくて、もう家でそれをやっていることのほうが何か生きがいを感じて、人と人との関係をつくり上げながら生活をするのが面倒だというふうに子供が育っちゃっている夏休みだったんじゃないかということも心配しているんです。そういう、その1つや2つじゃとてもできないような問題が不登校という形であらわれている。それから、非行によって学校から離れた生活をしているとか、そういう子もいるだろうと思います。あとは親の虐待を受けて学校へ行かないという子もいる。その数がふえているわけですよ。いじめられて学校へ来られない子供の数は、私は減っていると思います。だけど、不登校の理由は、年々変わってきていて、相当勉強して先回りしていかなきゃ先生方の手に負えない、親の手にも負えないというのはあると思います。

委員長（古田土暢子君）

丹治委員。

委員（丹治 充君）

確かにいじめと不登校、関連性があるように思うのですが、要因の一つとしてはあるか

もしれないのですが、不登校になるような原因というのはまた別にあるわけですよ。なので、その辺を今度は事務事業の中でも踏まえていかないとなかなかこの問題については解決していかない気がいたします。なおかつ、憲法上の子供たちの義務教育の中での教育の機会均等というような観点から考えたときにも、何とかやはりこの学校へ来られない子供たちを学校に、あるいはその代替となるような施設があれば、その施設の中で学習できる体制というの、やはり整えていかなくてはならないだろうと思います。ですから、日本全体の課題になっていますけれども、いじめ不登校ゼロ運動を始めたように、その辺をあきる野市からはじめることによって、ある意味では西多摩から中央のほうへ風を流していくような、そんな取り組みが、僕はできるのかなと。ぜひ、そういった意味で委員会一丸となってやっていただきたいと思います。

委員長（古田土暢子君）

指導担当部長。

指導担当課長（新村紀昭君）

今、平成24年度の2月末現在の30日以上欠席者の数字、個別のものがございます。先ほどその全体の傾向という話もありましたので、ちょっとお話を申し上げますと、小学校については、やはり中学年、4年生から不登校の出現率が少しずつふえています。ただ、これ男女合わせても全体で15名、割合でいうと0.33%になります。全都と比較すると都の方がもう少し数字が高いです。各学校の努力でもってやっていただいているかなと。ただ、やはり家庭的な状況もあって、学校のほうでもいろんな形で登校を促すわけですが、なかなか保護者が、学校に行かせることに対して決して前向きに取り組んでいただけないといったようなご家庭もございます。

一方、中学校については、昨年度全体で30日以上欠席者が60名という数でございました。これについては、中学1年生、小学6年生のときに比べて多くなるわけなんです。これはいわゆる中1ギャップが考えられると思います。小学校6年のときに3人だった欠席者が中学1年生になった24年度末には16人にふえていると。これについては、やはり不適応を起こしているといったようなこともあるのかなと思います。そういったようなことで、小中一貫教育をさらに進めて、小中の先生の間でそうした情報交換を密にすることで、何とかクリアしていくような形にできればいいのかなというふうに思います。一方、2年生の出現率が高くて、これについては去年の2年生、今年の3年生ですが、心的なものもありますが、性行不良といったような部分で、遊び、非行型の、これは特定の学校にあつていろいろなところでご迷惑、ご心配おかけしているところがありますが、その学校に多いという傾向もございます。ですので、そういった心理的な部分もありますが、そうした遊び非行型といったところもありますので、これについては、引き続き今年の3年生も注目してみてもいく必要があるのかなというふうに思っておりますし、この2学期から3年生については進路のことがありますので、そういったようなことも絡めながら適切に指導していく必要があるかなと思っております。

また、適応指導教室のことについては、昨年度末、卒業した者がたしか4人いました。そのほかの全児童生徒については、一旦学校復帰を果たしています。4月から全員学校に戻って元気に頑張っているんですが、やはり学期の途中、6月あたりからぼつぼつ

と適応指導教室に戻ってくるという児童生徒がおりました。すみません、今直近の数字は持っていないんですが、やはり一度頑張っただけで復帰はするんだけど、なかなかハードルが高くて戻れないといったような子供もありますので、これについては適応指導教室の中でまた元気をつけて学校に復帰してもらおうと。やはり一番問題なのは、適応指導教室にもつなげない子供たちであろうというふうに思っています。これについては、先ほど指導担当課長も申しあげましたけれども、学期ごとに、月ごとにそういった形での報告がありますので、それをもとにして教育相談、適応指導教室と、さらに教育連携を深めていくことが必要だというふうに思っております。これについては、今後努力してまいりたいと思います。

以上です。

委員長（古田土暢子君）

山城委員。

委員（山城清邦君）

先ほど田野倉委員からもお話がありましたが、本当に教育委員会の仕事というのは、いろんなことがたくさんあって本当に大変だなと思いつつ読みました。行政を日々着実に推進していることがうかがえまして、すばらしいなと思いました。ただ、1点だけお伺いも兼ねて質問したいんですけども、重点施策の17番の教員の資質・能力の向上というところなんですけれども、やはり各学校を訪問しておりますと、現にその学校に勤務している先生の研修をどうするか、あるいは資質の向上をどう図るかというところをどの校長先生も課題としては持っておられます。正直に言って、学校によって、OJTに関しても、意識はあっても現実にそれを十分実施できていないように見受けられる学校があつて、学校間で差があるのかなというような印象を学校訪問をすると感じます。これは、いろんな要因があるんだろうとは思いますが。例えばその学校を構成している先生の年齢や経験年数、それからこういう表現よくないかもしれませんが、中堅どころで指導力のある先生がある程度いるのかいないのか。あるいは、校長先生、副校長先生が先頭に立ってそれを進んで推進していこうという意識に差異があるんじゃないかなという気がいたします。いずれにしても、校長先生はその学校の全ての教員の先生を自分でセレクトして自分のところに連れてくるということが現実にはできず、いわば与えられた戦力でもって闘わざるを得ないという、表現がよくないかもしれませんが、そういった現実を踏まえた場合に、やはり委員会としては現任研修、職場研修をいかに強調していくか、あるいはその支援体制をどのように構築していくか、その辺がやはり大きな課題として、公立学校である以上はこれからずっとこれが引き続き必要とされていくのではないかなというふうに思います。生徒が先生を選ぶことできないし、学校を選ぶことはできないわけですから、その中でいかに質の高い教育を子供たちにしていくかという場合に、外部研修も大事ですが職場研修というのは本当に大事で、職場の雰囲気などもとっても大事じゃないかと思っておりますので、ぜひその点指導としても力を入れていっていただきたく希望いたします。

以上です。

委員長（古田土暢子君）

総体的に昨年度に比べて各課による事務事業の点検、34の基本施策にかかわる個別事業についての取り組み状況や課題などについて大変簡潔に整備され、私自身もよく理解ができましたし、施策の評価欄についても各所管課ごとの施策に対する全体的な評価と課題の分析が明確にされていて、今後に向けた的確な方向性が示されていて、各事業の今後の取り組みが期待の持てる報告書となっているなという思いがいたしました。

最後になりましたけれども、浦野氏、江川氏のお二人の有識者の方々には適切な評価やご助言、ご指導をいただいて大変感謝申し上げます。

私のほうからは、以上です。

あと、ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

《なし》

委員長（古田土暢子君）

質問などないようですので、質疑を終了いたします。

議案第28号平成25年度あきる野市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（平成24年度分）報告書については、原案のとおり承認することに異議はございませんか。

《異議なし》

委員長（古田土暢子君）

異議なしと認めます。

議案第28号平成25年度あきる野市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（平成24年度分）報告書については、原案のとおり承認されました。

続きまして、日程第4 議案第29号あきる野市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を上程します。

提出者は説明をお願いします。

教育長。

教育長（宮林 徹君）

議案第29号あきる野市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則についての議案を上程いたします。

指導担当部長より説明いたします。

委員長（古田土暢子君）

指導担当部長。

指導担当部長（新村紀昭君）

それでは、提案理由から説明させていただきます。

東京都教育委員会は、教員の学習指導力の一層の向上を図ることなどを目的として、東京都立学校の管理運営に関する規則（昭和35年東京都教育委員会規則8号）を改正し、新たに指導教諭の職を設置いたしました。これに伴い、平成26年度から全校種及び全区市町村において指導教諭の職を設置することから、本規則の一部を改正する必要があるため、下記のとおり委員会の承認を求めるものでございます。

なお、こちらにつきましては、例規集の912ページのほうになりますけれども、第6条の2の関係でございます。記書きの下から、読ませていただきます。

あきる野市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則。あきる野市立学校の管理運営に関する規則（平成7年あきる野市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。第6条の3を第6条の4とし、第6条の2の次に次の1条を加えるということで、指導教諭となっております。第6条の3、学校に指導教諭を置くことができる。2、指導教諭は、児童または生徒の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。第9条第1項に次のただし書きを加える。ただし、特別の事情があるときには、指導教諭の中から、校長の具申により、委員会が命ずることができる。附則、この規則は、平成26年4月1日から施行する。1枚おめくりいただきますと、改正後のものと改正前のところでそれぞれ繰り下げているものと一覧として載せさせていただきます。この指導教諭でございますけれども、高い専門性とすぐれた指導力を持つ教員の力を活用し、教員全体の意欲と学習指導力の向上を図るために指導教諭を置くということで、先ほども校内研修の重要性のお話が山城委員から出ましたけれども、校内OJT、自校においてそうしたOJTを推進すること。そして、模範授業を実施いたします。年間3回程度の模範授業及び研究協議会を自校の児童生徒を使って実施をいたします。また、この模範授業については、公開授業という形も兼ねておりまして、他の学校から教員を招きまして、そうした模範授業を見せて、そして見学をさせるといったようなこともございます。これは、年間3回が最低線でございますので、もし希望があれば、そうした公開授業をしていくということもございます。

そうしたことから1校に1人ずつ各教科置くわけにまいませんので、地区ごとという形になります。あきる野市につきましては、行政上の分け目で第6ブロックというんですが、青梅市、福生市、羽村市、西多摩郡が同じ区域になってございます。そして、今年度については、特に重要な教科ということで、国語、算数、数学、理科の指導教諭を募集することになってございまして、今年度その選考を経て、来年26年度4月からこの指導教諭の職を置くということで、今回この管理運営規則の一部を改正いたしまして、来年4月からの施行に間に合わせるということで、今日上程をさせていただきました。

なお、東京都教育委員会としては向こう5年間をかけて各ブロックごとに全教科の指導教諭を配置していくということで、本人の立候補、それから教育委員会、学校長からの推薦ということで各ブロックごとにその教科の教員を置いていくという形になってございます。

以上でございます。

委員長（古田土暢子君）

説明が終わりました。

これから質疑に入ります。何か質問などございますか。

山城委員。

委員（山城清邦君）

確認ですけれども、ブロックに置かれることであって、あきる野市に置かれるわけではないということですか。

指導担当部長（新村紀昭君）

はい、そうでございます。東京都全体が、区部、島も含めまして11ブロックに分かれ

てございます。そのこのところに、国語から始まる各教科について配置をしていくと。ただし、実技教科、音楽、図画工作、技術家庭科等については、これから検討ということで、全都で全部で何人ということも今後検討されていくと思います。

委員（山城清邦君）

方向性としては、人数を増やしていこうということなんですか。

指導担当部長（新村紀昭君）

これについては、各教科1人ずつそのブロックごとに置くということで、それが経年でふえていくということではございません。一旦その方が指導教諭になれば、その方が、降格されるか、おやめになるまで、または、これから異動要綱もつくるようなんですが、異動することでチェンジをして、そのブロックに必ずしも教科が1人はいる形にします。公開授業、そして模範授業をやっていくといったような制度であるということです。まだ、でき上がったばかりなので、東京都のほうも十分な検証がされていないというところですので、わからない部分もあるんですけども、そういった形で進められます。

委員長（古田土暢子君）

山城委員。

委員（山城清邦君）

例えば主幹教諭、主任教諭と同じように試験職種になってくるんですか。

委員長（古田土暢子君）

指導担当部長。

指導担当部長（新村紀昭君）

失礼しました。それについては、この第6条の主幹教諭のところではございまして、指導教諭は、主幹教諭と同じ4級職という職になります。したがって、今の制度で申し上げますと、校長、副校長、そして4級職の主幹教諭、この指導教諭、そしてその下に主任教諭、そして教諭といったような形の職層になっているという形でございます。

委員長（古田土暢子君）

丹治委員。

委員（丹治 充君）

関連して、選抜される資格は主任職の方になると思いますが、先ほど部長のお話では立候補、もしくは管理職の推薦ということでした。その辺の判断基準はどのように都教委のほうでは話されているのですか。

委員長（古田土暢子君）

指導担当部長。

指導担当部長（新村紀昭君）

今年度初めて選抜という制度ですので、1つは主任教諭が主幹教諭を受けるのと同じように、最低主任教諭で2年やった者が主幹教諭の受験資格がありますので、同様な形で指導教諭になることができるということです。これについては、今申し上げた選考ですけれども、11ブロックに各1人ずつしかいないというような、そのすぐれた授業力ということですので、例えば今東京都のほうでやっております教師道場の指導者、そうしたものを経て研究員や開発員あるいは東京都任意団体ですけれども、中学校国語教育研究会である



とか、小学校も同じようなそういった研究会がございます。そういう中ですぐれた教科指導の実績を積まれて、例えば東京都の大会で発表された、関東の大会で発表された、そういったような方もおります。または、そういったものを勉強して地区でさまざまな活躍をいただいている方もございます。そういった実績も加味して推薦をしてほしいということでございます。

それから、主幹教諭の中にもそうしたすぐれた方がいますので、現任の主幹の中からも、もしも指導教諭のほうに移りたいということであれば、これについても同じ4級職ですけれども、そういった職種がえということの審査を行います。これについては、実際に事前に授業観察を行いまして、室長あるいは統括指導主事といったような教科の専門性のある程度認められた立場の者が授業を見て、そして客観的に判断をしていくということによって推薦する形になろうかと思えます。

以上です。

委員長（古田土暢子君）

山城委員。

委員（山城清邦君）

これは、文科省あたりが全国的な動きとして展開するという事なんですか。

委員長（古田土暢子君）

指導担当部長。

指導担当部長（新村紀昭君）

東京都だけの制度になります。

委員（山城清邦君）

うまく機能するといいですよ。

委員長（古田土暢子君）

質問がないようですので、質疑を終了いたします。

議案第29号あきる野市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則は、原案のとおり承認することに異議はございませんか。

《異議なし》

委員長（古田土暢子君）

異議なしと認めます。

議案第29号あきる野市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則は、原案のとおり承認されました。

続きまして、日程第5 議案第30号あきる野市立学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則を上程します。

提出者は説明をお願いします。

教育長。

教育長（宮林 徹君）

議案第30号あきる野市立学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則についての議案を提出いたします。

教育部長より説明いたします。

委員長（古田土暢子君）

教育部長。

教育部長（鈴木恵子君）

議案第30号、提案理由でございますが、平成26年度から地域の実態に即した小中一貫教育を実施することに伴い、実態を踏まえ秋多中学校及び東中学校の通学区域を一部見直すものでございます。また、特別支援学級（固定制）については、通学区域の定めがないことから、学校間で偏った在籍状況となっているため、通学区域を定めるものです。このことによりまして、あきる野市立学校通学区域に関する規則の一部を改正する必要が生じたので、委員会の承認を求めるものでございます。

改正の内容でございますが、別表第2条関係の1、小学校、（1）、通常学級と、それから次ページになります（2）、知的障害特別支援学級（固定制）と2つに分けまして、知的障害特別支援学級の通学区域を（2）のとおり表で定めるものです。

次に、中学校につきましては、同様に（1）、通常の学級、こちらのほうの秋多中学校の通学区域から東秋留小学校を除きまして、次の欄の東中学校の通学区域を東秋留小学校、屋城小学校及び前田小学校の通学区域の全部の地区に改めます。また、（2）といたしまして、知的障害特別支援学級（固定制）、（3）としまして、自閉症・情緒障害特別支援学級（固定制）を追加をいたしまして、表のとおり通学区域を定めるものです。

附則といたしましては、施行日は、平成26年4月1日としまして、経過措置としてこの規則による改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後に入学する児童または生徒、転入学を含めます。この通学区域について適用し、この規則の施行日の前日において現にあきる野市立学校に在学中の児童生徒については、従前の例によるものといたします。

説明は、以上となります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

委員長（古田土暢子君）

説明が終わりました。

これから質疑に入ります。何か質問などございますか。

山城委員。

委員（山城清邦君）

改正によって、例えば保護者のほうから大きな不満とか苦情とか、そういうことの起きる心配がある地域はないのでしょうか。

委員長（古田土暢子君）

教育部長。

教育部長（鈴木恵子君）

実態を踏まえますと既に東秋留小学校を卒業した、秋多中学校区の生徒が東中学校のほうに既に七、八割は指定学校変更制度を用いましてこれまで移動をしております。そういうことを踏まえますと大きな影響はないかと思えます。また、万が一秋多中学校にとどうしても希望するという場合は、指定学校変更の制度を用いまして移動することも可能ですので、大きな影響はないというふうに考えております。

委員（山城清邦君）

ありがとうございました。

委員長（古田土暢子君）

田野倉委員。

委員（田野倉美保君）

中学校の知的障害特別支援学級ですが、改正されると東中学校に行くべき生徒が、五日市中学校に通っているという現状がおそらくあるとは思いますが、その辺のところは大丈夫なんでしょうか。

委員長（古田土暢子君）

教育部長。

教育部長（鈴木恵子君）

現在バランスで申しますと、五日市中学校が35人、東中学校が10人の在籍となっております。要因は幾つかあろうかと思えます。先日特別支援学級の説明会を7月の初めにいたしました。その際に通学区域を設けるというお話もさせていただきました。その後保護者のご心配の声が上がっておりませんので、当然兄弟姉妹がその学校にいれば、継続して指定学校変更もできますので、東中学区であっても兄弟姉妹が五日市中学校にいれば行けるという制度も利用ができますので、大きな混乱もなく進めるのではないかなというふうには考えております。

委員長（古田土暢子君）

よろしいでしょうか。

《なし》

委員長（古田土暢子君）

質問等がないようですので、質疑を終了いたします。

議案第30号あきる野市立学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則は、原案のとおり承認することに異議はございませんか。

《異議なし》

委員長（古田土暢子君）

異議なしと認めます。

議案第30号あきる野市立学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則は、原案のとおり承認されました。

続きまして、日程第6 報告事項（1）あきる野市立学校の指定学校変更の取り扱いに関する要綱の一部改正について。

報告者は説明をお願いします。

教育総務課長。

教育総務課長（小林賢司君）

報告事項1、あきる野市立学校の指定学校変更の取り扱いに関する要綱の一部改正について報告をさせていただきます。

6月の定例会において、あきる野市立学校通学区域に関する一部を改正する規則と一緒に承認をいただきまして、その後内部の調整を行いまして要綱を改正するものでございます。

それでは、内容について説明をさせていただきます。指定学校変更につきましては、隣

接通学区域を審査基準といたしまして承諾をしてきましたが、地域と児童生徒、保護者との関係が希薄化し居住地での行事の負担の減少や、通学が遠距離になること等による災害時の対応など児童生徒の安全確保に問題が生じております。これらのことから、隣接通学区域を理由とした指定学校変更の審査基準を見直しまして、指定学校よりも通学距離の短い学校に限り、変更を承諾する審査基準とするため、要綱の一部を改正するものでございます。

本日お配りしているのは、全て載っているものでございます。改正部分は、別表第2第2条、第3条関係でございます。審査基準、隣接している通学区域にある学校への就学を希望すること、を隣接している通学区域にある学校で指定学校よりも通学距離が短い学校への就学を希望することに改めるものでございます。施行日につきましては平成26年4月1日といたします。改正に伴いまして経過措置を設けております。従前の規定では隣接している学区への通学を希望することで承諾をしておりましたが、指定校よりも距離が遠い児童生徒がおりますので、このような経過措置を設けております。

以上でございます。

委員長（古田土暢子君）

説明が終わりました。

これから質疑に入ります。何か質問などございますか。

《なし》

委員長（古田土暢子君）

では、本件は報告として承りました。

続きまして、日程第7 報告事項（2）平成24年度あきる野市学校評価報告書のまとめについて、報告者は説明をお願いします。

指導担当課長。

指導担当課長（千葉貴樹君）

お手元の資料をご覧ください。昨年度のあきる野市の学校評価の報告書がまとめましたのでご報告いたします。平成24年度からの変更点としましては、3点ございます。9つの重点目標は変わっておりません。重点目標のすべてについて成果目標と、その達成に向けて必要な教員の取組目標のいずれか、または両方を設定するようにしました。今までは、この成果目標と取組目標が混在して評価が適切に行われていないようなところもございましたので、このように設定をいたしました。また、成果目標については、数値的な指標を設定するという、下に学校評価の様式の一部を載せてありますけれども、計画書と報告書をひとつの様式にまとめまして評価目標の設定から自己評価、学校関係者評価、次年度の改善策といったような課題解決の一連の流れが把握できるような様式に変更をいたしました。評価指標の設定に関しましては変容を目標値とした場合などさまざまな目標設定がございますので、それに合わせた基準を評価指標として設定をいたしました。裏面をご覧ください。目標別の評価ごとの学校数の割合になります。評価Aとした学校は青、評価Bとした学校は赤でお示ししてあります。すべての重点目標について、評価Bにした学校が8割以上といった結果です。例年同じなんですけれども、各校における目標の達成率がかなり高い状況にあります。評価目標の内容や評価基準が適正なのか十分に吟味する必要

があるのかなと思います。その下の小学校における近年4年間における評価A・B及びAの割合をお示ししてあります。

次のページは中学校における近年4年間の割合になります。おおむね例年通りの傾向が小中学校においてみてとれたかなと思います。その下、小中学校別の目標ごとの評価A・B及びAの割合をお示したのものになります。重点目標2、学力向上に資する授業改善については、すべての小中学校が評価B以上としております。また、評価Aとした学校は小学校の場合は黄色で約60パーセント、中学校の場合は青色で約20パーセントになります。評価Aをみますと小学校は依然高い数値なんですけれども中学校の場合はかなり低い数値となります。東京都の学力調査結果と比較しますと、小中学校ともに低い傾向にあります。小学校の場合は中学校の場合よりも低い傾向にあります。具体的な学力調査結果を踏まえすと重点目標2に関する評価基準が適切だったのか吟味する必要が感じられます。そして重点目標4の環境教育の推進と重点目標6いじめ・不登校ゼロへの挑戦については過去3年間は小学校が中学校より高い傾向にありましたが、今年度は小学校よりも中学校の方が評価が高いといった結果となりました。この重点目標6については、中学校におけるいじめ問題が社会問題化したということですか、東京都が実施したいじめの緊急調査もあり中学校が今まで以上にこの重点目標について取組みを強化したことが評価が高くなった要因のひとつとして考えられるのかなと思います。

2枚目の裏面をご覧ください。今年度から新たに取組目標と成果目標を設定しましたので小中学校別に評価Aに注目してお示したのものになります。考察の2つめをご覧くださいんですが評価Aとした成果目標と取組目標の割合をみてみますと小学校で成果目標よりも取組目標の方が評価が高い傾向にあります。また、重点目標3と5と7以外につきましては20ポイント以上のひらきがあります。中学校をみてみますと取組目標よりも成果目標のほうが若干高い傾向にあります。重点目標7以外につきましては、成果目標と取組目標のひらきが10ポイント以下になっております。折れ線グラフも目標7以外は同じような動きになっているかと思えます。

ここから感じとれることは、教員による取組が具体的な成果につながる必要があると思うんです。そういったときに評価目標の設定にあたっては成果目標とその達成に必要な取組目標を十分考慮、因果関係をみる必要があるのかなと思います。つまり取り組んだことが成果に反映されているのかどうか、特に中学校についてはうまくそのあたりが関連づいているのかなと思うところです。概要になりますが、以上です。

委員長（古田土暢子君）

説明が終わりました。

これから質疑に入ります。何か質問などございますか。

《なし》

委員長（古田土暢子君）

では、本件は報告として承りました。

続きまして、日程第8 報告事項(3)秋川体育館及び公民館の休館日の変更について、報告者は説明をお願いします。

スポーツ・公民館担当課長。

スポーツ・公民館担当課長（岡野要一君）

秋川体育館及び公民館の休館日の変更についてご報告させていただきます。平成25年8月2日付けで秋川体育館及び公民館の指定管理者であります、あきる野市体育・文化施設運営事業体から提案のあった休館日の変更について、市民サービスの拡大となることから承認し休館日を変更するものです。

1、休館日、毎月第1・第3火曜日、現行は毎週火曜日が休館日でございます。2、年末年始、12月28日から1月3日まで、現行は1月4日まで休館です。3、実施日、平成25年9月1日から実施を予定しております。なお、9月1日号の市広報により市民の方には周知を図ってまいります。

以上です。

委員長（古田土暢子君）

説明が終わりました。

これから質疑に入ります。何か質問などございますか。

《なし》

委員長（古田土暢子君）

よろしいでしょうか。

では、本件は報告として承りました。

続きまして、教育委員報告です。

教育長から報告をお願いいたします。

教育長（宮林 徹君）

8月の教育委員会定例会から今日までは、そこにお示ししてあるとおりです。1ヶ月間みまして、マールボロウへ派遣する生徒の面接から始まって、大島へ行く子達の事前研修をして、実際現地からもう帰ってきたと。今夜はまたマールボロウへ行く生徒の事前研修があります。そういった子どもたちが活躍する場に遭遇することが多かったかなと思います。

以上です。

委員長（古田土暢子君）

1階ロビーで大島子ども体験塾の報告が展示してありますよね。

ほかの委員さんから報告いかがでしょうか。

《なし》

委員長（古田土暢子君）

ほかにはないので、教育委員報告は終了いたします。

最後に、事務局から今後の日程などについてご案内をお願いします。

教育総務課長（小林賢司君）

それでは、今後の日程等についてご案内させていただきます。

9月定例会まで主だった行事はございません。次回9月の定例会でございますが9月24日火曜日午後2時から505会議室で開催いたします。

以上でございます。

委員長（古田土暢子君）

以上をもちまして、あきる野市教育委員会 8 月定例会を終了いたします。

閉会宣言 午後 3 時 5 0 分